

平成21年9月15日

制定

改正 平成22年4月1日

平成29年3月21日

平成29年3月21日

令和3年1月19日

令和6年12月17日

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人山形大学及び山形大学基本組織規則第32条第2項及び山形大学図書館規程第8条の規定に基づき、山形大学医学部図書館(以下「図書館」という。)について必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 図書館は、学術情報の収集、整理、保存及び提供を行い、山形大学医学部の教育研究の支援に資するとともに、広く学術の発展及び社会貢献に寄与することを目的とする。

(館長)

第3条 図書館に、館長を置く。

2 館長は、図書館の業務を統括する。

3 館長は、医学系研究科に主担当教員として配置された教授の中から飯田キャンパス長が任命する。

4 館長の任期は2年とし、再任を妨げない。

(運営委員会)

第4条 図書館の運営に関する重要事項を審議するため、山形大学医学部図書館運営委員会(以下「運営委員会」という。)を置く。

2 運営委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(その他)

第5条 この規程に定めるもののほか、図書館に関し必要な事項は、館長が運営委員会に諮って定める。

附 則

この規程は、平成21年9月15日から施行する。

附 則(平成22年4月1日)

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成29年3月21日)

この規程は、平成29年3月21日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則(平成29年3月21日)

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(令和3年1月19日)

この規程は、令和3年1月19日から施行する。

附 則(令和6年12月17日)

この規程は、令和6年12月17日から施行し、令和6年12月6日から適用する。